

令和 3 年 3 月

長門市議会定例会
追加議案参考資料

目 次

議 案

- 第 33 号 長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条 ・・・ 1
例
- 第 34 号 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の一 ・・・ 3
部を改正する条例
- 第 35 号 長門市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関す ・・・ 7
る基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 36 号 長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び ・・・ 15
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 37 号 長門市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 ・・・ 57
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係
る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例
- 第 38 号 長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに ・・・ 76
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関
する条例の一部を改正する条例
- 第 39 号 地方公共団体の特定の事務の取扱いに係る郵便局の指定 ・・・ 82
について

長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

地域の利便性の維持・拡大を図るため、宇津賀出張所を日本郵便株式会社宇津賀郵便局内に移転するとともに、その業務の一部を郵便局に委託することから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 日本郵便株式会社宇津賀郵便局内移転に伴い住所地番を変更

(第 2 条関係)

【改正前】 長門市油谷後畑1894番地 1

【改正後】 長門市油谷後畑1894番地 3

3 施行期日

令和 3 年 6 月 1 日

長門市役所支所及び出張所設置条例新旧対照表

改正後	現行																								
本則	本則																								
(名称、位置及び所管区域)	(名称、位置及び所管区域)																								
第 2 条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	第 2 条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。																								
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>長門市役所油谷支所宇津賀出張所</td><td><u>長門市油谷後畑 18 番地 3</u></td><td>油谷津黄、油谷後畑全区域</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table>	名称	位置	所管区域	(略)			長門市役所油谷支所宇津賀出張所	<u>長門市油谷後畑 18 番地 3</u>	油谷津黄、油谷後畑全区域	(略)			<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>長門市役所油谷支所宇津賀出張所</td><td><u>長門市油谷後畑 18 番地 1</u></td><td>油谷津黄、油谷後畑全区域</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table>	名称	位置	所管区域	(略)			長門市役所油谷支所宇津賀出張所	<u>長門市油谷後畑 18 番地 1</u>	油谷津黄、油谷後畑全区域	(略)		
名称	位置	所管区域																							
(略)																									
長門市役所油谷支所宇津賀出張所	<u>長門市油谷後畑 18 番地 3</u>	油谷津黄、油谷後畑全区域																							
(略)																									
名称	位置	所管区域																							
(略)																									
長門市役所油谷支所宇津賀出張所	<u>長門市油谷後畑 18 番地 1</u>	油谷津黄、油谷後畑全区域																							
(略)																									

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正（本年 2 月 3 日公布、本年 2 月 13 日施行）に伴い、法令の条項を引用して新型コロナウイルス感染症を定義している条例の規定を改めるもの。

2 改正の概要等

（1）改正する条例

条例名	関係条項
長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例	附則第 2 項
長門市新型コロナウイルス感染症の患者等の 人権の擁護に関する条例	第 2 条第 1 号
長門市国民健康保険条例	附則第 6 条
長門市介護保険条例	附則第 6 項第 1 号

（2）改正の内容

条例中で新型コロナウイルス感染症の定義として引用している関係法令の廃止又は改正により、次のとおり新型コロナウイルス感染症の定義を定めるもの。

【改正後の新型コロナウイルス感染症の定義】

病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症

3 施行期日

公布の日

第 1 条による改正

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後	現行
附 則 1 (略) (感染症防疫作業手当の特例) 2 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、別表（感染症防疫作業手当に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。 3 (略)	附 則 1 (略) (感染症防疫作業手当の特例) 2 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、別表（感染症防疫作業手当に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。 3 (略)

第 2 条による改正

長門市新型コロナウイルス感染症の患者等の人権の擁護に関する条例新旧対照表

改正後	現行
本則 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>新型コロナウイルス感染症</u> <u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症</u>をいう。 (2)～(4) (略)	本則 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>新型コロナウイルス感染症</u> <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症</u>をいう。 (2)～(4) (略)

第 3 条による改正

長門市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	現行
附 則 第 6 条 給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u> 2・3 （略）	附 則 第 6 条 給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u> 2・3 （略）

第 4 条による改正

長門市介護保険条例新旧対照表

改正後	現行
附 則 1～5 （略） （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免） 6 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度及び令和 2 年度の保険料（令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支	附 則 1～5 （略） （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免） 6 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度及び令和 2 年度の保険料（令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支

払日) が設定されているものに限 り、令和 2 年 1 月以前分の保険料を 除く。) を減免することができる。 (1) <u>新型コロナウイルス感染症 (病 原体がベータコロナウイルス属の コロナウイルス (令和 2 年 1 月 に、中華人民共和国から世界保健 機構に対して、人に伝染する能力 を有することが新たに報告された ものに限る。) である感染症をい う。次号において同じ。)</u> によ り、その属する世帯の生計を主と して維持する者が死亡し、又は重 篤な傷病を負った第 1 号被保険者 (2) (略) 7・8 (略)	払日) が設定されているものに限 り、令和 2 年 1 月以前分の保険料を 除く。) を減免することができる。 (1) <u>新型インフルエンザ等対策特別 措置法 (平成 24 年法律第 31 号) 附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する 新型コロナウイルス感染症 (次号 において「新型コロナウイルス感 染症」という。)</u> により、その属 する世帯の生計を主として維持す る者が死亡し、又は重篤な傷病を 負った第 1 号被保険者 (2) (略) 7・8 (略)
---	--

長門市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和 3 年度の介護報酬に係る改定に併せ、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 管理者要件の緩和

令和 3 年 3 月 31 日以降、指定居宅介護支援事業所の管理者となる者は、主任介護支援専門員であることとされるところ、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合、介護支援専門員を管理者とすることができる。

(2) 管理者要件の適用の猶予

管理者要件の適用を令和 3 年 3 月 31 日に介護支援専門員が管理者である事業所について、当該管理者が引き続き管理者である場合に限り、令和 9 年 3 月 31 日まで猶予する。

(3) 介護サービス事業の人員及び運営に関する基準等の見直し

感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、高齢者虐待防止の推進などを追加

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

ただし、上記 2 (2) の規定については公布の日から施行

長門市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧

对照表

改正後	現行
目次	目次
第 1 章～第 4 章 (略)	第 1 章～第 4 章 (略)
<u>第 5 章 雑則(第 33 条)</u>	(新設)
附則	附則
本則	本則
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(基本方針)	(基本方針)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
<u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>	(新設)
<u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>	(新設)
第 2 章 人員に関する基準	第 2 章 人員に関する基準
(管理者)	(管理者)
第 5 条 (略)	第 5 条 (略)
2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。 <u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u>	2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員 _____ でなければならない。 _____ _____ _____ _____ _____
3 (略)	3 (略)
第 3 章 運営に関する基準	第 3 章 運営に関する基準
(内容及び手続の説明及び同意)	(内容及び手続の説明及び同意)
第 6 条 (略)	第 6 条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3～8 （略）

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) （略）

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用につ

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること _____

_____等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3～8 （略）

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) （略）

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議 _____

いて当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(20) (略)

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(20) (略)

(新設)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(27) (略) (28) (略) (29) (略) (30) (略) (31) (略) (運営規程) 第 20 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。 (1)～(5) (略) (6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (7) (略) (勤務体制の確保) 第 21 条 (略) 2・3 (略) 4 <u>指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等) 第 21 条の 2 <u>指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> 2 <u>指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> 3 <u>指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、</u>	(26) (略) (27) (略) (28) (略) (29) (略) (30) (略) (運営規程) 第 20 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。 (1)～(5) (略) (新設) (6) (略) (勤務体制の確保) 第 21 条 (略) 2・3 (略) (新設) (新設)
---	---

必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

(新設)

第 23 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

(揭示)

第 24 条 (略)

第 24 条 (略)

(新設)

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(虐待の防止)

(新設)

第 29 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介

護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 5 章 雑則

(新設)

(電磁的記録等)

第 33 条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本、その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているもの（第 9 条（第 32 条において準用する場合を含む。）及び第 15 条第 28 号（第 32 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られている記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない

方法をいう。）によることができる。

附 則

1 (略)

(管理者に係る経過措置)

- 2 令和 9 年 3 月 31 日までの間は、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第 5 条第 1 項に規定する管理者とすることができる。

- 3 令和 3 年 4 月 1 日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第 5 条第 2 項」とあるのは「令和 3 年 3 月 31 日までに法第 46 条第 1 項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第 5 条第 1 項に規定する管理者（以下この条において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第 5 条第 2 項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第 5 条第 1 項に規定する」とあるのは「引き続き、令和 3 年 3 月 31 日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

1 (略)

(管理者に係る経過措置)

- 2 平成 33 年 3 月 31 日までの間は、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第 5 条第 1 項に規定する管理者とすることができる。

(新設)

長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和 3 年度の介護報酬に係る改定に併せ、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準介護保険法施行令等の関係省令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

○介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等の見直し
感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、高齢者虐待防止の推進などを追加

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例新旧対照表

改正後	現行
目次 第 1 章～第 10 章 (略) <u>第 11 章 雑則(第 240 条)</u> 附則	目次 第 1 章～第 10 章 (略) (新設) 附則
本則	本則
第 1 章 総則 (指定地域密着型サービスの事業の一般原則)	第 1 章 総則 (指定地域密着型サービスの事業の一般原則)
第 3 条 (略)	第 3 条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 指定地域密着型サービス事業者 <u>は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>	(新設)
5 指定地域密着型サービス事業者 <u>は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>	(新設)
第 2 章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第 2 節 人員に関する基準 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)	第 2 章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第 2 節 人員に関する基準 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)
第 6 条 (略)	第 6 条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。	5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
(1) 指定短期入所生活介護事業所 (指定居宅サービス等基準第 121	(1) 指定短期入所生活介護事業所 (指定居宅サービス等基準第 121

条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。<u>第 47 条第 4 項第 1 号及び第 151 条第 12 項において同じ。</u>) (2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第 142 条第 1 項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。<u>第 47 条第 4 項第 2 号において同じ。</u>) (3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第 174 条第 1 項に規定する指定特定施設をいう。<u>第 47 条第 4 項第 3 号において同じ。</u>) (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第 82 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第 47 条第 4 項第 4 号において同じ。</u>) (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第 110 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。<u>第 47 条第 4 項第 5 号、第 64 条第 1 項、第 65 条、第 82 条第 6 項、第 83 条第 3 項及び第 84 条において同じ。</u>) (6) 指定地域密着型特定施設（第 129 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。<u>第 47 条第 4 項第 6 号、第 64 条第 1 項、第 65 条第 1 項及び第 82 条第 6 項において同じ。</u>) (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第 150 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。<u>第 47 条第 4 項第 7 号、第 64 条第 1 項、第 65 条第 1 項及び第 82 条第 6 項において同じ。</u>) (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第 191 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第 47 条第 4 項第 8 号及び第 5 章から第 8 章までにおいて同じ。</u>) (9)～(12) (略) 6～12 (略) 第 4 節 運営に関する基準	条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。<u>第 151 条第 12 項において同じ。</u>) (2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第 142 条第 1 項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。<u>第 151 条第 12 項において同じ。</u>) (3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第 174 条第 1 項に規定する指定特定施設をいう。<u>第 151 条第 12 項において同じ。</u>) (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第 82 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第 151 条第 12 項において同じ。</u>) (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第 110 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。<u>第 151 条第 12 項において同じ。</u>) (6) 指定地域密着型特定施設（第 129 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。<u>第 151 条第 12 項において同じ。</u>) (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第 150 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。<u>第 151 条第 12 項において同じ。</u>) (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第 191 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第 151 条第 12 項において同じ。</u>) (9)～(12) (略) 6～12 (略) 第 4 節 運営に関する基準
--	--

(運営規程)

第 31 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第 32 条 (略)

2～4 (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 32 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介

(運営規程)

第 31 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(新設)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第 32 条 (略)

2～4 (略)

(新設)

(新設)

護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 33 条 (略)

2 (略)

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

(揭示)

第 34 条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(地域との連携等)

第 39 条 指定定期巡回・随時対応型

(衛生管理等)

第 33 条 (略)

2 (略)

(新設)

(揭示)

第 34 条 (略)

(新設)

(地域との連携等)

第 39 条 指定定期巡回・随時対応型

訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第 87 条及び第 218 条第 1 項において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）

（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 （略）

（虐待の防止）

第 40 条の 2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備するこ

訪問介護看護事業者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会

（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 （略）

（新設）

と。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 3 章 夜間対応型訪問介護

第 2 節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第 47 条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第 2 項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

(1) オペレーションセンター従業者
オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として 1 以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として 1 以上確保されるために必要な数以上

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供

第 3 章 夜間対応型訪問介護

第 2 節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第 47 条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第 2 項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

(1) オペレーションセンター従業者
オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として 1 以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として 1 以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供

するために必要な数以上 _____
(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて _____ 随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が 1 以上確保されるために必要な数以上 _____
2 (略)
3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
(1) 指定短期入所生活介護事業所
(2) 指定短期入所療養介護事業所
(3) 指定特定施設
(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
(6) 指定地域密着型特定施設
(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

するために必要な数以上とする。
(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が 1 以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
2 (略)
(新設)
(新設)

(9) <u>指定介護老人福祉施設</u> (10) <u>介護老人保健施設</u> (11) <u>指定介護療養型医療施設</u> (12) <u>介護医療院</u>	
5 <u>随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</u>	(新設)
6 <u>当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第 3 項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</u>	(新設)
7 <u>前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第 1 項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</u>	(新設)
第 4 節 運営に関する基準 (運営規程) 第 55 条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(7) (略) (8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (9) (略) (勤務体制の確保等) 第 56 条 (略) 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定	第 4 節 運営に関する基準 (運営規程) 第 55 条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(7) (略) (新設) (8) (略) (勤務体制の確保等) 第 56 条 (略) 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定

期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4 （略）

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業

期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所

____との____
____連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、____

____当該他の指定訪問介護事業所____
の訪問介護員等に行わせることができる。

- 3 前項____の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第 32 条第 2 項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。

4 （略）

（新設）

者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(地域との連携等)

第 57 条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者

は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(準用)

第 59 条 第 9 条から第 22 条まで、第 27 条、第 28 条、第 32 条の 2 から第 38 条まで及び第 40 条から第 41 条までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項、第 19 条、第 32 条の 2 第 2 項、第 33 条第 1 項並びに第 3 項第 1 号及び第 3 号、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第 14 条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第 27 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

第 4 章 認知症対応型通所介護

第 2 節 人員及び設備に関する基準

第 2 款 共用型指定認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第 64 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認

(地域との連携等)

第 57 条 (略)

(新設)

(準用)

第 59 条 第 9 条から第 22 条まで、第 27 条、第 28 条、第 33 条から第 38 条まで、第 40 条及び第 41 条の規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項、第 19 条、第 33 条第 1 項及び第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第 14 条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第 27 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

第 4 章 認知症対応型通所介護

第 2 節 人員及び設備に関する基準

第 2 款 共用型指定認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第 64 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認

知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 71 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第 66 条第 1 項において「本体事業所等」とい

う。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業員の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 8 条第 1 項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第 110 条、第 130 条若しくは第 151 条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 71 条に規定する従業員の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 （略）

知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 71 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設

の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業員の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 8 条第 1 項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第 110 条、第 130 条若しくは第 151 条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 71 条に規定する従業員の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 （略）

(利用定員等)

第 65 条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第 82 条第 7 項、第 110 条第 9 項及び第 191 条第 8 項において「指定居宅サービス事業等」という。）について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 66 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

(利用定員等)

第 65 条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第 82 条第 7 項、及び第 191 条第 8 項において「指定居宅サービス事業等」という。）について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 66 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 _____

2 (略)

第 3 節 運営に関する基準

(運當規程)

第 73 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)~(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(準用)

第 80 条 第 9 条から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条の 2、第 41 条、第 53 条、第 207 条、第 208 条、第 212 条及び第 214 条から第 219 条までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 73 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第 214 条第 3 項及び第 4 項並びに第 217 条第 2 項第 1 号及び第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第 218 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第 219 条第 4 項中「第 206 条第 4 項」とあるのは「第 63 条第 4 項」と読み替えるものとする。

第5章 小規模多機能型居宅介護

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第 82 条 (略)

2~5 (略)

第 3 節 運営に関する基準

(運當規程)

第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)~(9) (略)

(新設)

(10) (略)

(準用)

第 80 条 第 9 条から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条_____、第 34 条から第 38 条まで_____、第 41 条、第 53 条、第 207 条、第 208 条、第 212 条及び第 214 条から第 219 条までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 73 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」

、第 218 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第 219 条第 4 項中「第 206 条第 4 項」とあるのは「第 63 条第 4 項」と読み替えるものとする。

第 5 章 小規模多機能型居宅介護

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第 82 条 (略)

2~5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設</u> 、 <u>介護老人保健施設</u> 、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>	看護師又は准看護師

7～13 （略）

（管理者）
第 83 条 （略）

2 （略）

3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設_____、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u> 、 <u>指定介護老人福祉施設</u> 又は <u>介護老人保健施設</u>	看護師又は准看護師

7～13 （略）

（管理者）
第 83 条 （略）

2 （略）

3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対

応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第 193 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、第 111 条第 3 項、第 112 条及び第 193 条において同じ。）として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第 4 節 運営に関する基準
(心身の状況等の把握)

第 87 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第 82 条第 12 項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第 93 条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第 8 条第 24 項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(運営規程)

第 100 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第 193 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、第 111 条第 2 項、第 112 条及び第 193 条において同じ。）として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第 4 節 運営に関する基準
(心身の状況等の把握)

第 87 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第 82 条第 12 項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第 93 条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第 8 条第 24 項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議

をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(運営規程)

第 100 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(定員の遵守)

第 101 条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画（法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(準用)

第 108 条 第 9 条から第 13 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条から第 41 条まで、第 212 条、第 214 条、第 217 条及び第 218 条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 100 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」 _____
_____とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 212 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 5 章第 4 節」と、第 214 条第 3 項及び第

(1)～(9) (略)

(新設)

(10) (略)

(定員の遵守)

第 101 条 (略)

(新設)

(準用)

第 108 条 第 9 条から第 13 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条 _____、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、第 41 条、第 212 条、第 214 条、第 217 条及び第 218 条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 100 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、並びに第 74 条第 3 項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 212 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 5 章第 4 節」と、第 214 条第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者

4 項並びに第 217 条第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 218 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第 6 章 認知症対応型共同生活介護

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 110 条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 71 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 70 条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生

者」と、第 218 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第 6 章 認知症対応型共同生活介護

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 110 条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 71 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 70 条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生

活介護の利用者。以下この条及び第 113 条において同じ。) の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が 3 である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2～4 （略）

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

6～8 （略）

9 第 7 項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医

活介護の利用者。以下この条及び第 113 条において同じ。) の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

2～4 （略）

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

6～8 （略）

（新設）

<u>療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第 6 項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</u> 10 （略） 11 （略） （管理者） 第 111 条 （略） <u>2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</u> 3 （略） 第 3 節 設備に関する基準 第 113 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は <u>1 以上 3 以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1 又は 2）とする。</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ 2～7 （略） 第 4 節 運営に関する基準 （指定認知症対応型共同生活介護の取	9 （略） 10 （略） （管理者） 第 111 条 （略） （新設） 2 （略） 第 3 節 設備に関する基準 第 113 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は <u>1 又は 2 とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を 3 とすることができる。</u> 2～7 （略） 第 4 節 運営に関する基準 （指定認知症対応型共同生活介護の取
---	---

扱方針)
第 117 条 (略)
2～6 (略)

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 第 128 条において準用する第 218 条第 1 項に規定する運営推進会議における評価

(管理者による管理)

第 121 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第 122 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めてお

扱方針)
第 117 条 (略)
2～6 (略)

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(新設)

(新設)

(管理者による管理)

第 121 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス_____、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第 122 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めてお

かなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第 123 条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第 128 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条から第 36 条まで、第 38 条、第 40 条から第 41 条まで、第 212 条、第 217 条、第 218 条第 1 項から第 4 項まで、第 99 条、第 102 条及び第 104 条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 122 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡

かなければならない。

(1)～(6) (略)

(新設)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第 123 条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。_____

(新設)

(準用)

第 128 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条____、第 34 条から第 36 条まで、第 38 条、第 40 条、第 41 条、第 212 条、第 217 条、第 218 条第 1 項から第 4 項まで、第 99 条、第 102 条及び第 104 条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 122 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業

回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 212 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 6 章第 4 節」と、第 217 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 218 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 99 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護事業者」と、第 101 条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第 7 章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第 4 節 運営に関する基準

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第 138 条 (略)

2～5 (略)

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(運営規程)

第 145 条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

者」と、第 212 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 6 章第 4 節」と

、第 218 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 99 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護事業者」と、第 101 条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第 7 章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第 4 節 運営に関する基準

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第 138 条 (略)

2～5 (略)

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(運営規程)

第 145 条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (10) (略) (勤務体制の確保等) 第 146 条 (略) 2・3 (略) 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、<u>全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> 5 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (準用) 第 149 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、<u>第 32 条の 2</u>、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条から第 41 条まで、第 99 条、第 212 条、第 216 条、第 217 条及び第 218 条第 1 項から第 4 項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第 212 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 7 章第 4 節」と、第 217 条</u>	(新設) (9) (略) (勤務体制の確保等) 第 146 条 (略) 2・3 (略) 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (新設) (準用) 第 149 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条_____, 第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、<u>第 41 条</u>、第 99 条、第 212 条、第 216 条、第 217 条及び第 218 条第 1 項から第 4 項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 34 条</u> _____中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第 212 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 7 章第 4 節」と_____
---	--

第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第218条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第 8 章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 151 条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第 4 号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)~(3) (略)

(4) 栄養士又は管理栄養士 1 以上

(5) · (6) (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、

第218条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第 8 章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)~(3) (略)

(4) 栄養士	1 以上
---------	------

(5)・(6) (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設

入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4～7 (略)

8 第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員
- (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数 100 以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）
- (4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

9～12 (略)

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以

社施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員

（指定介護老人福祉施設基準第 47 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第 187 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4～7 (略)

8 第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員
- (3) 病院 栄養士（病床数 100 以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）
- (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

9～12 (略)

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以

下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 5 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14～17 (略)

第 4 節 運営に関する基準

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第 157 条 (略)

2～5 (略)

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第 158 条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議(テ

下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 5 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士
又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14～17 (略)

第 4 節 運営に関する基準

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第 157 条 (略)

2～5 (略)

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第 158 条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議_____

レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 （略）

（栄養管理）

第 163 条の 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第 163 条の 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

（運営規程）

第 168 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) （略）

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) （略）

（勤務体制の確保等）

第 169 条 （略）

2 （略）

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての

_____をい

う。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 （略）

（新設）

（新設）

（運営規程）

第 168 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) （略）

（新設）

(8) （略）

（勤務体制の確保等）

第 169 条 （略）

2 （略）

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。_____

従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（衛生管理等）

第 171 条 （略）

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) （略）

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的

(4) （略）

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 175 条 指定地域密着型介護老人福

（新設）

（衛生管理等）

第 171 条 （略）

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会_____

_____をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) （略）

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修_____

_____を定期的

に実施すること。

(4) （略）

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 175 条 指定地域密着型介護老人福

祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会
(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(準用)

第 177 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条、第 36 条、第 38 条、第 40 条の 2、第 41 条、第 212 条、第 216 条及び第 218 条第 1 項から第 4 項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 168 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 13 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と――

――、第 212 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 4 節」と、第 218 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と読み替えるものとする。

祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会
――及び
従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

2～4 (略)

(準用)

第 177 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条――
――、第 34 条、第 36 条、
第 38 条――、第 41 条、
第 212 条、第 216 条及び第 218 条第 1 項から第 4 項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 168 条に規定する重要事項に関する規程」と、――

――「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 13 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 212 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 4 節」と、第 218 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と読み替えるものとする。

第 5 節 ユニット型指定地域 密着型介護老人福祉施設の 基本方針並びに設備及び運 営に関する基準 第 2 款 設備に関する基準 (設備) 第 180 条 ユニット型指定地域密着型 介護老人福祉施設の設備の基準は、 次のとおりとする。 (1) ユニット ア 居室 (ア) (略) (イ) 居室は、いずれかのユニ ットに属するものとし、当該 ユニットの共同生活室に近接 して一体的に設けること。た だし、一のユニットの入居定 員は、<u>原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えない ものとする。</u> (ウ) 一の居室の床面積等は、<u>1 0.65 平方メートル以上とする こと。ただし、(ア) ただし 書の場合にあっては、21.3 平 方メートル以上とすること。</u> (削る) (削る) (エ) (略) イ～エ (略) (2)～(5) (略) 2 (略) 第 3 款 運営に関する基準 (指定地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護の取扱方針)	第 5 節 ユニット型指定地域 密着型介護老人福祉施設の 基本方針並びに設備及び運 営に関する基準 第 2 款 設備に関する基準 (設備) 第 180 条 ユニット型指定地域密着型 介護老人福祉施設の設備の基準は、 次のとおりとする。 (1) ユニット ア 居室 (ア) (略) (イ) 居室は、いずれかのユニ ットに属するものとし、当該 ユニットの共同生活室に近接 して一体的に設けること。た だし、一のユニットの入居定 員は、<u>おおむね 10 人以下と しなければならない。</u> (ウ) 一の居室の床面積等は、 <u>次のいずれかを満たすこと。</u> <u>a 10.65 平方メートル以上 とすること。ただし、 (ア) ただし書の場合にあ っては、21.3 平方メートル 以上とすること。</u> <u>b ユニットに属さない居室 を改修したものについて は、入居者同士の視線の遮 断の確保を前提にした上 で、居室を隔てる壁につい て、天井との間に一定の隙 間が生じていても差し支え ない。</u> (エ) (略) イ～エ (略) (2)～(5) (略) 2 (略) 第 3 款 運営に関する基準 (指定地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護の取扱方針)
---	--

第 182 条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(運営規程)

第 186 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第 187 条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越

第 182 条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____

_____を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(運営規程)

第 186 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(新設)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第 187 条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。_____

(新設)

的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第 189 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条、第 36 条、第 38 条、第 40 条の 2、第 41 条、第 212 条、第 216 条、第 218 条第 1 項から第 4 項まで、第 153 条から第 155 条まで、第 158 条、第 161 条、第 163 条から第 167 条まで及び第 171 条から第 176 条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 186 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 13 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と

、第 212 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 5 節」と、第 218 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 167 条中「第 158 条」とあるのは「第 189 条において準用する第 158 条」と、同条第 5 号中「第 157 条第 5 項」とあるのは「第 182 条第 7 項」と、同条第 6 号中

(準用)

第 189 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条____、第 34 条、第 36 条、第 38 条____、第 41 条、第 212 条、第 216 条、第 218 条第 1 項から第 4 項まで、第 153 条から第 155 条まで、第 158 条、第 161 条、第 163 条から第 167 条まで及び第 171 条から第 176 条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 186 条に規定する重要事項に関する規程」と、

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 13 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 212 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 5 節」と、第 218 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 167 条中「第 158 条」とあるのは「第 189 条において準用する第 158 条」と、同条第 5 号中「第 157 条第 5 項」とあるのは「第 182 条第 7 項」と、同条第 6 号中

「第 177 条」とあるのは「第 189 条」と、同条第 7 号中「第 175 条第 3 項」とあるのは「第 189 条において準用する第 175 条第 3 項」と、第 176 条第 2 項第 2 号中「第 155 条第 2 項」とあるのは「第 189 条において準用する第 155 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 157 条第 5 項」とあるのは「第 182 条第 7 項」と、同項第 4 号及び第 5 号中「次条」とあるのは「第 189 条」と、同項第 6 号中「前条第 3 項」とあるのは「第 189 条において準用する前条第 3 項」と読み替えるものとする。

第 9 章 看護小規模多機能型居宅介護

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第 191 条 (略)

2～10 (略)

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第 7 項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

12～14 (略)

第 4 節 運営に関する基準 (準用)

第 202 条 第 9 条から第 13 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条から第 41 条まで、第 212 条、第 214 条、第 217 条、第 218 条、第 87 条から第 90 条まで、第 93 条から第 95 条まで、第 97 条、第 98 条、第 100 条から第 104 条まで及び第 106 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業につい

「第 177 条」とあるのは「第 189 条」と、同条第 7 号中「第 175 条第 3 項」とあるのは「第 189 条において準用する第 175 条第 3 項」と、第 176 条第 2 項第 2 号中「第 155 条第 2 項」とあるのは「第 189 条において準用する第 155 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 157 条第 5 項」とあるのは「第 182 条第 7 項」と、同項第 4 号及び第 5 号中「次条」とあるのは「第 189 条」と、同項第 6 号中「前条第 3 項」とあるのは「第 189 条において準用する前条第 3 項」と読み替えるものとする。

第 9 章 看護小規模多機能型居宅介護

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第 191 条 (略)

2～10 (略)

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

12～14 (略)

第 4 節 運営に関する基準 (準用)

第 202 条 第 9 条から第 13 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、第 41 条、第 212 条、第 214 条、第 217 条、第 218 条、第 87 条から第 90 条まで、第 93 条から第 95 条まで、第 97 条、第 98 条、第 100 条から第 104 条まで及び第 106 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用す

て準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 202 条において準用する第 100 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 212 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第 214 条第 3 項及び第 4 項並びに第 217 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 218 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第 87 条中「第 82 条第 12 項」とあるのは「第 191 条第 13 項」と、第 89 条及び第 97 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 106 条中「第 82 条第 6 項」とあるのは「第 191 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。

第 10 章 地域密着型通所介護

第 4 節 運営に関する基準

(運営規程)

第 213 条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

る。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 202 条において準用する第 100 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 212 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第 214 条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 218 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第 87 条中「第 82 条第 12 項」とあるのは「第 191 条第 13 項」と、第 89 条及び第 97 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 106 条中「第 82 条第 6 項」とあるのは「第 191 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。

第 10 章 地域密着型通所介護

第 4 節 運営に関する基準

(運営規程)

第 213 条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(新設)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第 214 条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第 216 条 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(衛生管理等)

第 217 条 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討す

第 214 条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 _____

(新設)

(非常災害対策)

第 216 条 (略)

(新設)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(衛生管理等)

第 217 条 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

る委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第 218 条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2~5 (略)

(準用)

第 221 条 第 9 条から第 13 条まで、
第 15 条から第 18 条まで、第 20
条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の
2、第 34 条から第 38 条まで、第 40
条の 2、第 41 条及び第 53 条の規定

(新設)

(新設)

(地域との連携等)

第 218 条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会

(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2~5 (略)

(準用)

第 221 条 第 9 条から第 13 条まで、
第 15 条から第 18 条まで、第 20
条、第 22 条、第 28 条_____、
第 34 条から第 38 条まで_____、
第 41 条及び第 53 条の規定

は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 213 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と

読み替えるものとする。

第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(準用)

第 221 条の 3 第 9 条から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条の 2、第 41 条、第 53 条及び第 203 条、第 205 条、第 206 条第 4 項並びに前節（第 221 条を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第 213 条に規定する運営規程をいう。第 34 条第 1 項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 206 条第 4 項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事

は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 213 条に規定する重要事項に関する規程」と、

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(準用)

第 221 条の 3 第 9 条から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 34 条から第 38 条まで、第 41 条、第 53 条及び第 203 条、第 205 条、第 206 条第 4 項並びに前節（第 221 条を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第 213 条に規定する運営規程をいう。第 34 条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 206 条第 4 項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着

業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 210 条第 4 号、第 211 条第 5 項、第 214 条第 3 項及び第 4 項並びに第 217 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 220 条第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 20 条第 2 項」とあるのは「第 20 条第 2 項」と、同項第 3 号中「次条において準用する第 28 条」とあるのは「第 28 条」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 38 条第 2 項」とあるのは「第 38 条第 2 項」と読み替えるものとする。

第 6 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 4 款 運営に関する基準

(運営規程)

第 235 条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第 237 条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（次項において「委員会」という。）を設置しな

型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 210 条第 4 号、第 211 条第 5 項及び第 214 条第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 220 条第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 20 条第 2 項」とあるのは「第 20 条第 2 項」と、同項第 3 号中「次条において準用する第 28 条」とあるのは「第 28 条」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 38 条第 2 項」とあるのは「第 38 条第 2 項」と読み替えるものとする。

第 6 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 4 款 運営に関する基準

(運営規程)

第 235 条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(新設)

(9) (略)

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第 237 条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会_____

_____（次項において「委員会」という。）を設置しな

なければならない。

2・3 (略)

(準用)

第 239 条 第 10 条から第 13 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条の 2、第 41 条、第 208 条（第 3 項第 2 号を除く。）、第 209 条及び第 214 条から第 219 条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 34 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 235 条に規定する重要事項に関する規程」と

、第 214 条第 3 項及び第 4 項並びに第 217 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 218 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第 219 条第 4 項中「第 206 条第 4 項」とあるのは「第 227 条第 4 項」と読み替えるものとする。

第 11 章 雑則

(電磁的記録等)

第 240 条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）

なければならない。

2・3 (略)

(準用)

第 239 条 第 10 条から第 13 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 34 条から第 38 条まで、第 41 条、第 208 条（第 3 項第 2 号を除く。）、第 209 条及び第 214 条から第 219 条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 34 条中「運営規程」とあるのは「第 235 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 214 条第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 218 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第 219 条第 4 項中「第 206 条第 4 項」とあるのは「第 227 条第 4 項」と読み替えるものとする。

(新設)

で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 12 条第 1 項（第 59 条、第 80 条、第 108 条、第 128 条、第 149 条、第 177 条、第 189 条、第 202 条、第 221 条、第 221 条の 3 及び第 239 条において準用する場合を含む。）、第 115 条第 1 項、第 136 条第 1 項及び第 155 条第 1 項（第 189 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

第 6 条 平成 17 年改正法附則第 10 条第 3 項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設（以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）であって、基準省令施行日の前日において指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）附則第 4 条第 1 項の規定の適用を受けていたものに係る第 152 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号ア中「1 人」とあるのは「原則として 4 人」と、同号イ中「10.65 平方メートル」とあるのは

附 則

第 6 条 平成 17 年改正法附則第 10 条第 3 項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設とみなされた指定介護老人福祉施設（以下「みなし指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）であって、基準省令施行日の前日において指定介護老人福祉施設基準附則第 4 条第 1 項の規定の適用を受けていたものに係る第 152 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号ア中「1 人」とあるのは「原則として 4 人」と、同号イ中「10.65 平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95 平方メートル」とする。

「収納設備等を除き、4.95 平方メートル」とする。	
2 （略）	2 （略）

長門市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和 3 年度の介護報酬に係る改定に併せ、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準介護保険法施行令等の関係省令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

○介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等の見直し
感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、高齢者虐待防止の推進などを追加

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

長門市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現行
目次 第 1 章～第 4 章 (略) <u>第 5 章 雑則(第 91 条)</u> 附則 本則 第 1 章 総則 (指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則) 第 3 条 (略) 2・3 (略) <u>4 指定地域密着型介護予防サービス</u> <u>事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>5 指定地域密着型介護予防サービス</u> <u>事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> 第 2 章 介護予防認知症対応型通所介護 第 2 節 人員及び設備に関する基準 第 2 款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 (従業者の員数) 第 8 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第 110 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第 71 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第 1 項において	目次 第 1 章～第 4 章 (略) (新設) 附則 本則 第 1 章 総則 (指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則) 第 3 条 (略) 2・3 (略) (新設) (新設) 第 2 章 介護予防認知症対応型通所介護 第 2 節 人員及び設備に関する基準 第 2 款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 (従業者の員数) 第 8 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第 110 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第 71 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第 1 項において

同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第 129 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第 1 項及び第 44 条第 6 項において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第 150 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第 1 項及び第 44 条第 6 項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設(第 10 条第 1 項において「本体事業所等」という。)の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 64 条第 1 項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第 1 項において同じ。)の数を合計した数について、第 71 条又は指定地域密着型サービス基準条例第 110 条、第 130 条若しくは第 151 条の規定を満たすために必要な数以上とする。

同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準条例第 129 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第 1 項及び第 44 条第 6 項において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第 150 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第 1 項及び第 44 条第 6 項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設

____の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 64 条第 1 項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第 1 項において同じ。)の数を合計した数について、第 71 条又は指定地域密着型サービス基準条例第 110 条、第 130 条若しくは第 151 条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第 9 条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。))の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 44 条第 6 項において同じ。)の運営(同条第 7 項及び 71 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 10 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当

2 (略)

(利用定員等)

第 9 条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。))の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 44 条第 6 項において同じ。)の運営(同条第 7 項_____において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 10 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 _____

該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

第 3 節 運営に関する基準
(運営規程)

第 27 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第 28 条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止する

2 (略)

第 3 節 運営に関する基準
(運営規程)

第 27 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(新設)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第 28 条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

ための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 28 条の 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第 30 条 (略)

2～5 (略)

6 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第 3 項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第 31 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上

(新設)

(非常災害対策)

第 30 条 (略)

2～5 (略)

(新設)

(衛生管理等)

第 31 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

<u>開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u>	
(2) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u>	(新設)
(3) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u>	(新設)
(揭示) 第 32 条 (略)	(揭示) 第 32 条 (略)
2 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u>	(新設)
(虐待の防止) 第 37 条の 2 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u>	(新設)
(1) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u>	
(2) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u>	
(3) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u>	

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携等)

第 39 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第 49 条において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2～5 (略)

第 3 章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第 44 条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(地域との連携等)

第 39 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会

(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2～5 (略)

第 3 章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第 44 条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設</u> 、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>	看護師又は准看護師
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設_____、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	看護師又は准看護師
7 第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 191 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定	7 第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 191 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定	

看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 （略）

（管理者）

第 45 条 （略）

2 （略）

3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第 193 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、第 72 条第 3 項及び第 73 条において同じ。）として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第 4 節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第 49 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当

看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下_____「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 （略）

（管理者）

第 45 条 （略）

2 （略）

3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第 193 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、第 72 条第 2 項及び第 73 条において同じ。）として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第 4 節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第 49 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当

たつては、介護支援専門員(第 44 条第 12 項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第 67 条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(運営規程)

第 57 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(定員の遵守)

第 58 条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画(法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで

たつては、介護支援専門員(第 44 条第 12 項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第 67 条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議

をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(運営規程)

第 57 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1)～(9) (略)

(新設)

(10) (略)

(定員の遵守)

第 58 条 (略)

(新設)

(市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(準用)

第 65 条 第 11 条から第 15 条まで、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 28 条、第 28 条の 2、第 31 条から

第 39 条まで(第 37 条第 4 項を除く。)の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「第 27 条に規定する運営規程」とあるのは「第 57 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 28 条第 3 項及び第 4 項、第 28 条の 2 第 2 項、第 31 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 32 条第 1 項並びに第 37 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 26 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 3 章第 4 節」と

第 39 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第 4 章 介護予防認知症対応型
共同生活介護

第 2 節 人員に関する基準

(準用)

第 65 条 第 11 条から第 15 条まで、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 28 条、第 31 条から第 36 条まで、第 37 条(第 4 項を除く。)から第 39 条まで

の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「第 27 条に規定する運営規程」とあるのは「第 57 条に規定する重要事項に関する規程」と、

「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 26 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 3 章第 4 節」と、第 28 条第 3 項及び第 32 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 39 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第 4 章 介護予防認知症対応型
共同生活介護

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 71 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 110 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条例第 109 条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第 74 条において同じ。)の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。以下この項において同じ。)を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が 3 である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつ

(従業者の員数)

第 71 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 110 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条例第 109 条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第 74 条において同じ。)の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。_____)を行わせるために必要な数以上とする。_____

て、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2～4 （略）

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

6～8 （略）

9 第 7 項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者

2～4 （略）

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

6～8 （略）

(新設)

に代えて、第 6 項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

10 (略)

11 (略)

(管理者)

第 72 条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3 (略)

第 3 節 設備に関する基準

第 74 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は 1 以上 3 以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1 又は 2)とする。 ____

2～7 (略)

第 4 節 運営に関する基準

(身体的拘束等の禁止)

第 78 条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業

9 (略)

10 (略)

(管理者)

第 72 条 (略)

(新設)

2 (略)

第 3 節 設備に関する基準

第 74 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は 1 又は 2 とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を 3 とすることができる。

2～7 (略)

第 4 節 運営に関する基準

(身体的拘束等の禁止)

第 78 条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 _____

_____を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業

者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

(管理者による管理)

第 79 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第 80 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第 81 条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予

者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

(管理者による管理)

第 79 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス _____

_____の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第 80 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(新設)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第 81 条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 _____

(新設)

防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第 86 条 第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 28 条の 2、第 31 条から第 34 条まで、第 36 条から第 39 条まで(第 37 条第 4 項及び第 39 条第 5 項を除く。)、第 56 条、第 59 条及び第 61 条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「第 27 条に規定する運営規程」とあるのは「第 80 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 28 条の 2 第 2 項、第 31 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 32 条第 1 項並びに第 37 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 26 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と

、第 39 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 56 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 59 条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防認知症対応型共同生活

(準用)

第 86 条 第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条_____、第 31 条から第 34 条まで、第 36 条、第 37 条(第 4 項を除く。)、第 38 条、第 39 条(第 5 項を除く。)、第 56 条、第 59 条及び第 61 条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「第 27 条に規定する運営規程」とあるのは「第 80 条に規定する重要事項に関する規程」と、_____

_____「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 26 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と、第 32 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 39 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 56 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 59 条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防認知症対応型共同生活

介護の基本取扱方針)

第 87 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第 39 条第 1 項に規定する運営推進会議における評価

3～5 (略)

第 5 章 雑則

(電磁的記録等)

第 91 条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第 14 条第 1 項(第 65 条及び第 86 条において準用する場合も含む。)及び第 76 条第 1 項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている

介護の基本取扱方針)

第 87 条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(新設)

(新設)

3～5 (略)

(新設)

<u>又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)</u>によることができる。	
---	--

長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための
効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和 3 年度の介護報酬に係る改定に併せ、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準介護保険法施行令等の関係省令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

○介護サービス事業の人員及び運営に関する基準等の見直し

感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、高齢者虐待防止の推進等、介護サービス事業所の取組強化項目などを追加

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準等に関する条例新旧対照表

改正後	現行
目次 第 1 章～第 5 章 (略) <u>第 6 章 雑則(第 36 条)</u> 附則	目次 第 1 章～第 5 章 (略) (新設) 附則
本則	本則
第 1 章 趣旨及び基本方針 (基本方針)	第 1 章 趣旨及び基本方針 (基本方針)
第 4 条 (略)	第 4 条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
<u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>	(新設)
<u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>	(新設)
第 3 章 運営に関する基準 (運営規程)	第 3 章 運営に関する基準 (運営規程)
第 20 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。	第 20 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
<u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u>	(新設)
<u>(7) (略)</u>	<u>(6) (略)</u>
<u>(8) (略)</u>	<u>(7) (略)</u>
<u>(9) (略)</u>	<u>(8) (略)</u>
<u>(10) (略)</u>	<u>(9) (略)</u>
(勤務体制の確保)	(勤務体制の確保)
第 21 条 (略)	第 21 条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)

4 <u>指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(業務継続計画の策定等)</u>	(新設) (新設)
第 21 条の 2 <u>指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u>	
2 <u>指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</u>	
3 <u>指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> <u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u>	(新設)
第 23 条の 2 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u>	
(1) <u>当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の</u>	

<u>防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u> (揭示) 第 24 条 (略) <u>2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u> (虐待の防止) <u>第 29 条の 2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u> <u>(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> 第 4 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第 33 条 指定介護予防支援の方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	(揭示) 第 24 条 (略) (新設) (新設) 第 4 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第 33 条 指定介護予防支援の方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
---	--

(1)～(8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(28) (略)

第 6 章 雑則

(電磁的記録等)

第 36 条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 10 条（第 35 条において準用する場合を含む。）及び第 33 条第 26 号（第 35 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人

(1)～(8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議

をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(28) (略)

(新設)

の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

地方公共団体の特定の事務の取扱いに係る郵便局の指定について

1 趣旨

地域の利便性の維持・拡大を図るため、油谷支所宇津賀出張所を宇津賀郵便局内に移転するとともに、その業務の一部を郵便局に委託することについて、このたび日本郵便株式会社と市との協議が調ったことから、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、地方公共団体の特定の事務の取扱いに係る郵便局の指定について、市議会の議決を求めるもの。

2 指定する郵便局

宇津賀郵便局（長門市油谷後畑1894番地3）

3 取扱事務

宇津賀郵便局に取り扱わせる事務は、次のとおり。

（1）指定するに当たり議会の議決を必要とする事務

- ①戸籍謄本等の請求の受付及び引渡し
- ②地方税関係に関する証明書（所得証明書、課税証明書、納税証明書）の交付の請求の受付及び引渡し
- ③住民票の写しの交付の請求の受付及び引渡し
- ④戸籍附票の写しの交付の請求の受付及び引渡し
- ⑤印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し

（2）上記（1）の事務に加えて、包括的に取り扱わせる事務

- ①国民健康保険関係の各種届出書及び申請書の受付
- ②後期高齢者医療制度関係の各種届出書及び申請書の受付
- ③介護保険関係の各種申請書の受付
- ④国民年金関係の各種届出書及び申出書並びに申請書の受付
- ⑤児童手当関係の各種届出書及び請求書の受付

4 取扱開始期日

令和3年6月1日

5 その他

- ・移転後の宇津賀出張所の人員体制 正規職員 1名
- ・本市においては、現在、宗頭郵便局、三隅郵便局、沢江郵便局、湯本郵便局、黄波戸郵便局、川尻郵便局、伊上郵便局に、行政事務の一部を委託しております。